

令和4年度 第2回 野田市公共下水道運営審議会 次第

日 時 令和5年2月28日（火）
午後2時から

場 所 野田市役所高層棟8階 大会議室

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 議 事 下水道事業受益者負担金の負担区設定について
- 4 答 申 下水道事業受益者負担金の負担区設定について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

令和4年度
(第2回)

野田市公共下水道運営審議会

会 議 資 料

議 事

下水道事業受益者負担金の負担区設定について

審議結果について

令和4年10月14日開催の公共下水道運営審議会において、令和4年度に下水道事業の認可を受けた野田第2-4処理分区(のだしこども館東側周辺)、野田第2-3処理分区(市立清水保育所周辺)、野田第4処理分区(梅郷駅北東側周辺)及び野田第5処理分区(南コミュニティーセンター周辺)下水道事業受益者負担金の負担区設定について諮問をし御審議いただきました。

野田市では、受益者負担金(単位負担金)は、最低で600円、最高で950円であります。ただし、950円は旧関宿地域で市街化調整区域の住宅密集地区の負担区であり、都市計画税を考慮して決定された金額のため、市街化区域の負担区では最高は700円であり、平成16年度以降は、野田第3負担区の拡大で700円を維持して対応しています。

他市の状況では、鎌ヶ谷市及び柏市の市街化区域では最高が700円(柏市市街化調整区域は1,050円)、流山市は市街化区域が650円(市街化調整区域は1,000円)、松戸市は市街化区域が700円(市街化調整区域は1,000円)であります。

令和4年度に認可を受けた区域は、既存区域の拡張で市街化区域であり、隣接する区域の受益者負担金は全て700円であります。また、野田市に隣接する流山市西深井地先の受益者負担金は620円であります。

このことから、審議会後においても委員の皆さまから更なる御意見も無かったことから、新たに認可を受けた区域の受益者負担金は、既存区域の拡張であり近隣市の負担金等を勘案しまして、野田第3負担区の拡大として、受益者負担金を700円で設定したいと考えております。

野田市流域関連公共下水道（江戸川左岸処理区）事業計画変更（污水） 位置図（野田地区）

